

## 市第12号議案

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例  
の一部改正

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例  
の一部を改正する条例

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例（平成7  
年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条  
例

目次中「第7条」を「第7条の2」に、

「第3章 美化推進重点地区等（第9条—第11条）」を

「第3章 美化推進重点地区等（第9条—第11条）」を

第3章の2 喫煙禁止地区等（第11条の2・第11条の3）」に、

「第29条」を「第30条」に改める。

第1条中「防止」を「防止等」に改め、「禁止」の次に「、屋外  
の公共の場所における喫煙の禁止」を加え、「きれいな」を「安全  
な」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供される場所を

いう。

(6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

第3条第1項中「散乱」の次に「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を加え、同条第2項中「散乱」の次に「並びに屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害」を加え、「、事業者」を「事業者」に改める。

第1章中第7条の次に次の1条を加える。

(鉄道事業者等への協力要請)

第7条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 喫煙禁止地区等

(喫煙禁止地区の指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする

。

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止地区内において、喫煙をしてはならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

屋外の公共の場所における喫煙の禁止について必要な事項を定める等のため、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例の一部を改正したいので提案する。